

北海道生物多様性保全計画に基づく施策の進捗状況の 点検・評価結果の概要

I はじめに

北海道生物多様性保全計画（以下、「計画」という。）は、自然環境に関わる取組に関し「生物多様性の保全と持続的な利用」という視点で計画の目標とその達成に向けた基本方針及び施策の実施方針を平成22年に定めたもので、計画期間は概ね10年としています。

本計画は、生物多様性基本法に基づく地域戦略及び、北海道環境記基本計画〔第2次計画〕（以下、「環境基本計画」という。）に基づく個別計画並びに、北海道生物の多様性の保全等に関する条例（以下、「生物多様性保全条例」という。）に基づく計画として位置づけられています。

なお、この計画は、定期的に見直し、状況の変化に即応させていく必要があることから、計画では、定期的に点検・評価し、国の法制度や自然環境等に变化のあった場合などのほか、点検・評価結果等を踏まえ、必要に応じて見直すこととしています。

このため、生物多様性保全条例の制定及び国の生物多様性国家戦略の改定（平成24年9月）を踏まえ、この度、計画に関連する施策の実施状況を取りまとめ、また、計画の点検・評価を実施しました。

II 点検・評価の進め方

1 点検評価の方針

計画の点検・評価は、計画に掲げる目標・基本方針ごとに行うこととしました。

また、計画の点検・評価にあたっては、平成25年度に実施した、環境基本計画に基づく施策の進捗状況の点検・評価結果（以下、「環境基本計画の点検評価結果」という。）を活用しました。

【計画に掲げる目標・基本方針】

目標1 地域の特性に応じた多様な生態系や動植物の保全

- 基本方針① 地域の特性を認識するため、生態系やそれを構成する生物などの現状把握を図る
基本方針② 絶滅のおそれのある動植物や重要な生態系の保全を図る
- ・絶滅原因の減少と遺伝的多様性の確保
 - ・希少種の個体数の回復
 - ・必要に応じた外来種の防除
- 基本方針③ 安定的な生態系やそれを形成する動植物の維持を図る

目標2 地域の特性に応じた生態系構成要素の持続可能な利用

- 基本方針① 生物多様性に及ぼす影響を少なくする生態系構成要素の持続的な利用を図る
- ・生態系や種の保全を考慮した動植物の利用
 - ・環境負荷を抑え、循環利用に配慮した大気や水の利用
- 基本方針② 生物多様性に及ぼす影響を少なくする土地利用を図る
- ・自然条件を考慮した適正な区分と利用
 - ・環境負荷の抑制と土地利用目的の両立

2 点検評価の実施

(1) 点検・評価の対象となる施策の抽出

環境基本計画の40の施策から北海道生物多様性保全計画の目標・基本方針の項目に関連する25の施策を抽出しました。なお、関連する施策の中で、「北海道地球温暖化防止対策推進計画」及び「北海道循環型社会推進基本計画」に係わりが深いものについては、個別の計画において点検評価を行っています。

(2) 目標・基本方針ごとの点検・評価

(1)で抽出した環境基本計画の25の施策について、環境基本計画の点検評価結果から「目標及び基本計画の達成状況」「平成24年度の主な取組」「関連指標及び補足データ」を抽出し、本計画の目標・基本方針ごとに「目標・基本方針別の点検・評価シート」を作成しました。

次に、抽出した環境基本計画の点検・評価結果から計画の目標・基本方針別の実施状況と今後の方向を整理するとともに、抽出した関連指標その他のデータにより計画の進捗状況を試行的に把握しました。こうして作成、整理、把握した情報を元に、計画に基づく施策の進捗状況の点検・評価を行い、施策の充実や計画の見直しに向けた課題をまとめました。

Ⅲ 目標・基本方針別の実施状況と今後の方向

1 目標1 地域の特性に応じた多様な生態系や動植物の保全

基本方針① 地域の特性を認識するため、生態系やそれを構成する生物などの現状把握を図る	
達成状況	課題と今後の方向
<ul style="list-style-type: none"> 希少野生動植物種指定のための生息状況やタンチョウの越冬状況の調査を実施 アライグマやセイヨウオオマルハナバチ等の外来種の分布状況を把握 ヒグマやエゾシカの保護管理のためモニタリングを実施 	<ul style="list-style-type: none"> 希少種や外来種について、監視員や研究機関等と連携しながら、定期的な監視や生息実態等の把握を進める ヒグマやエゾシカについては、モニタリングを続け、適正な個体数管理のため、生息実態の把握に努める
基本方針② 絶滅のおそれのある動植物や重要な生態系の保全を図る	
達成状況	課題と今後の方向
<ul style="list-style-type: none"> 自然保護監視員、鳥獣保護員等を配置し、希少種の盗掘防止など、適切な保護管理等を実施 特に保護の必要がある種を指定し、希少種の保護を進めてる。(29種指定) 国の指定種であるタンチョウは増加傾向 アライグマの生息域は拡大を続けているが、防除計画の策定は目標よりやや遅れ(117市町村策定) 	<ul style="list-style-type: none"> 高山植物の踏み荒らしやエゾシカの食害が確認されているため、自然保護監視員等による監視を行う 多様性条例に基づき希少種の指定を進める タンチョウは冬場給餌場に集中し、感染症の蔓延などが懸念されることから越冬期の分散を進める アライグマ防除のため、市町村等と連携し防除計画の作成や防除の実施を進める
基本方針③ 安定的な生態系やそれを形成する動植物の維持を図る	
達成状況	課題と今後の方向
<ul style="list-style-type: none"> 多様な生態系を有する森林や豊かな生物を育む河川の保全や整備を実施 ヒグマについて、全振興局による調査を開始 エゾシカの生息数は依然として高水準だが、減少した可能性が高い 	<ul style="list-style-type: none"> 原生林や保安林の整備を進めるとともに、企業や住民参加の保全・整備を進める 対ヒグマの狩猟者の育成、事故防止の普及啓発を進める 個体数管理に向けたエゾシカの捕獲の促進や有効活用など総合的な対策を進める。

2 目標2 地域の特性に応じた生態系構成要素の持続可能な利用

基本方針① 生物多様性に及ぼす影響を少なくする生態系構成要素の持続的な利用を図る	
達成状況	課題と今後の方向
<ul style="list-style-type: none"> 多様な生態系や水源かん養機能を有する森林の保全や整備を行い、生物多様性保全活動を促進 水辺に集い憩える場が整備された河川の数順調に増加 公共用水域の環境基準の達成率は92.3%と比較的良好だが、一部の湖沼など閉鎖性水域は依然として低い 	<ul style="list-style-type: none"> 公益的な機能の高い森林の保全について、企業や住民の参加など多様な手法による森林の保全や整備を進める 水環境保全のため、引き続き「北海道e-水プロジェクト」などを活用し、環境保全団体等への活動支援を行う 水環境保全のため、公共用水域・地下水の常時監視や事業場等への立入検査による監視・指導を実施する
基本方針② 生物多様性に及ぼす影響を少なくする土地利用を図る	
達成状況	課題と今後の方向
<ul style="list-style-type: none"> 自然遺産の知床では、利用者に対し「知床ルール」の実践・徹底を図っている 環境に配慮した取組を自主的に行う事業所を登録・認定する「北海道グリーン・ビズ」事業所が年々増加 	<ul style="list-style-type: none"> 知床の自然環境の適正な保全と利用を進めるため、知床ルールの定着に向けた普及啓発を引き続き進める 環境との調和に配慮したクリーン農業や有機農業に取り組む農家等の増加に向けた施策を推進する

3 各目標共通

達成状況	課題と今後の方向
<ul style="list-style-type: none"> 「環境配慮活動実践者」の割合は、平成24年度調査で52.8%にとどまっている 国や北海道立総合研究機構、道内外の大学、民間企業などが連携した環境保全に係る調査研究や技術開発を促進している 	<ul style="list-style-type: none"> 環境教育の推進については、現行の基本方針を見直し、「(仮称)北海道環境教育等行動計画」を策定する 環境に関する調査研究の推進については、国、関係自治体、各試験研究機関などと連携を図りながら、様々な環境分野における課題解決に向け調査研究を進める

IV 関連指標による進捗状況の試行的な把握

生物多様性保全計画には具体的な「指標」が設定されていないことから、環境基本計画の関連指標及び補足データのうち、本計画に関連するものを活用し、施策の進捗状況を試行的に把握しました。

目標1 地域の特性に応じた多様な生態系の保全

基本方針① 地域の特性を認識するため、生態系やそれを構成する生物などの現状把握を図る

関連指標	H21	H24	目標値	評価
①：多様な生態系を保全する森林の箇所数	455か所	458か所	484か所	B-2
②：特別天然記念物タンチョウの生息数	863羽	1,034羽	1,305羽	B-2
③：アライグマ防除実施計画の策定市町村	101市町村	117市町村	全市町村	B-2
④：北海道東部地域におけるエゾシカ個体数指数	150±20	137±50	50	B-1

基本方針② 絶滅のおそれのある動植物や重要な生態系の保全を図る

関連指標	H21	H24	目標値	評価
②：特別天然記念物タンチョウの生息数	863羽	1,034羽	1,305羽	B-2
③：アライグマ防除実施計画の策定市町村	101市町村	117市町村	全市町村	B-2
④：北海道東部地域におけるエゾシカ個体数指数	150±20	137±50	50	B-1

基本方針③ 安定的な生態系やそれを形成する動植物の維持を図る

関連指標	H21	H24	目標値	評価
①：多様な生態系を保全する森林の箇所数	455か所	458か所	484か所	B-2
④：北海道東部地域におけるエゾシカ個体数指数	150±20	137±50	50	B-1
⑤：水辺に親しめる河川空間整備数	196河川	200河川	205河川	B-1

目標2 地域の特性に応じた生態系構成要素の持続的な利用

基本方針① 生物多様性に及ぼす影響を少なくする生態系構成要素の持続的な利用を図る

関連指標	H21	H24	目標値	評価
①：多様な生態系を保全する森林の箇所数	455か所	458か所	484か所	B-2
⑤：水辺に親しめる河川空間整備数	196河川	200河川	205河川	B-1
⑥：道民との協働により育てる樹木の本数	167万本	324万本	4,000万本	B-2
⑦：水質環境基準達成率	89.7%	92.3%	100%	C-1
⑧：健全な水循環のための流域環境保全計画策定数	4流域	6流域	13流域	B-2

基本方針② 生物多様性に及ぼす影響を少なくする土地利用を図る

関連指標	H21	H24	目標値	評価
⑨：クリーン農業に取り組む生産集団数	366生産集団	390生産集団	650生産集団	B-2
⑫：有機農業に取り組む農家戸数	341戸	341戸	1,800戸	C-2

(3) 各目標共通（重複する関連指標を除く）

関連指標	H21	H24	目標値	評価
⑪：「環境配慮活動実践者」の割合	66.7%	52.8%	70%以上	B-2

※「評価」の内容

B-1：目標値に向け概ね順調に推移

B-2：指標の進展は見られるものの目標に向けては遅れが見られる

C-1：目標値に近い状況での現状維持

C-2：目標値から遅れが見られる現状維持

V 計画の目標・基本方針ごとの点検・評価結果

1 目標1 地域の特性に応じた多様な生態系や動植物の保全

(1) 「基本方針① 地域の特性を認識するため、生態系やそれを構成する生物などの現状把握を図る」について

実施している調査の結果等については、それぞれ関連する施策や業務に活用されていますが、本道の生物多様性の現状を把握するためには取組の継続が求められます。

(2) 「基本方針② 絶滅のおそれのある動植物や重要な生態系の保全を図る」について

タンチョウの生息数は増加傾向を示しており、道の指定希少野生動植物種も概ね良好に保全されていますが、ヒダカソウ等減少が見られる種もあります。また、特定外来生物であるアライグマ、セイヨウオオマルハナバチの対策を進めていますが、アライグマによる農業被害が依然として問題となっています。

(3) 「基本方針③ 安定的な生態系やそれを形成する動植物の維持を図る」について

自然公園の監視などにより、安定的な生態系を保全していますが、一部の登山道において荒廃がみられます。エゾシカの増加を食い止めてはいるものの生息数は依然高水準にあり、また、ヒグマの農業被害額も増加傾向にあるなど、さらなる取組が求められています。

2 目標2 地域の特性に応じた生態系構成要素の持続可能な利用

(1) 「基本方針① 生物多様性に及ぼす影響を少なくする生態系構成要素の持続的な利用を図る」について

自然公園の適切な利用に努めていますが、利用者は減少傾向です。水辺に親しめる河川空間整備については順調に推移しています。森林では、道民との協働により育てる樹木の本数は伸び悩んでいます。緑化行事の参加者は増加傾向にあります。水質環境基準では、河川の水質はほぼ目標に達していますが、湖沼などの閉鎖水域での達成率が低くなっています。

このように順調に推移している項目がある一方で、項目によっては未達成であるものもあり、持続可能な利用に向けては引き続き取り組む必要があります。

(2) 「基本方針② 生物多様性に及ぼす影響を少なくする土地利用を図る」について

知床では「知床ルール」の普及に努めていますが、餌やり等により、人なれしたヒグマの問題など、人間との軋轢が懸念されています。農業では、クリーン農業に取り組む生産集団と有機農業に取り組む農家戸数は目標達成に向けて遅れが見られますが、エコファーマーは増加傾向にあり、今後も生物多様性に及ぼす影響を少なくする取組が求められています。

VI まとめ

本道の自然環境の保全を図るためには、野生動植物の生息・生育環境のほか、社会情勢や道民意識の変化などを的確に捉えるとともに、国の法制度などの変更に対応しながら、各種施策を効果的に推進することが必要です。

今回の計画の点検・評価の結果、本道の自然条件に大きな変化が見られず、計画の進捗にも特に大きな遅れは認められないものの、計画に関係する国の法制度などの社会情勢の変化が生じています。また、計画の目標・基本方針の達成に向けた施策の実施状況を的確に評価し、道民にわかりやすく示すためには、環境基本計画で掲げられた指標や補足データのほか、計画の内容に即した指標やデータの検討が必要です。このため、これらの課題を踏まえ、現計画の計画期間内での見直しを検討します。

1 施策の実施方針の修正に向けた課題

計画の目標達成のため、次の課題について計画の記載内容の充実を行う必要があります。

(1) 生物多様性の保全に関する課題

- ・生物多様性保全条例等に基づく施策の的確な推進
- ・地域の多様な主体による取組に促進
- ・愛知目標の中間評価等の動きについても注視

(2) 鳥獣の保護管理に関する課題

- ・新たな「エゾシカ対策条例」に基づく施策の展開
- ・ヒグマ、アザラシ類など、保護管理計画に基づく取組も着実な推進
- ・より効率的・効果的な捕獲体制の構築
- ・「積極的な管理（マネジメント）」への転換に向けた、取組の推進

(3) 外来種に関する課題

- ・指定外来種の指定
- ・外来種リスト（ブルーリスト2010）の見直し

(4) 希少野生動植物に関する課題

- ・国の取組の方向性や、北海道レッドリストの見直し状況も踏まえた希少野生動植物種の保護

(5) その他の課題

- ・多様な主体の連携による取組の推進
- ・生態系レベルの保全に着目した取組の推進

2 点検・評価に対応した指標の検討

計画の点検・評価を的確に実施するため、指標を検討するに当たっては次のことに留意します。

- ・自然環境に関する環境基本計画に基づく関連指標等は限られていることから、新たな指標等を検討する必要があります。
- ・新たな指標や補足データは、可能な限り、毎年把握できるものであり、かつ、科学的知見に基づいて設定する必要があります。
- ・各事業担当部局の業務に関する統計データなどの活用についても検討する必要があります。
- ・指標等の選定にあたっては、妥当性を十分に考慮する必要があります。
- ・道内の大学や研究機関などと連携しながら情報の集積に努めるとともに、計画に基づく取組の状況とその効果を道民に分かりやすくかつ的確に提供する必要があります。